

会計年度雇用職員採用（令和３年４月採用予定）募集要項

茨城県中小企業団体中央会

１．組織概要及び募集目的

茨城県中小企業団体中央会は、昭和３０年に中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立した特別民間法人で、国及び県の補助を受け、事業協同組合をはじめとする県内中小企業連携組織等の支援を通じて中小企業の振興発展を図るための各種事業を実施しています。

今般、中小企業等による生産性向上等に資する設備投資を国が助成する「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発支援事業」並びに「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業」（以下「ものづくり補助金」という。）に係る業務を行う会計年度雇用職員（有期雇用）を募集します。

２．採用予定人数

- ① ものづくり推進室（ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発支援事業） ３名
- ② ものづくり開発支援室（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業） ８名

３．採用予定日

令和３年４月１日

４．応募資格

次のいずれの事項にも該当する者

- （１）平成１５年（２００３年）４月１日以前に生まれた者。
- （２）普通自動車運転免許を有している者、または令和３年（２０２１年）３月３１日までに普通自動車運転免許を取得見込みの者（オートマチック限定免許可）。
- （３）パソコン（ワード・エクセル等）の操作が可能な者。
- （４）但し、次のいずれかに該当する者は応募できません。
 - ① 日本の国籍を有しない者
 - ② 成年被後見人または被保佐人
 - ③ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ④ 懲戒免職また懲戒解雇の処分を受け、当該処分の日から採用予定日まで２年を経過しない者
 - ⑤ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

５．応募手続き

- （１）提出書類
 - ① 履歴書
 - ② その他（ハローワークを通じて応募される方は、紹介状を添付してください。）
- （２）募集及び受付期間
 - ① 募集期間
令和３年２月２４日（水）から令和３年３月１０日（水）まで
 - ② 受付期間
令和３年２月２４日（水）から令和３年３月１０日（水）１７時（必着）まで

(4) 応募方法

- ・封筒の表に「採用試験受験」と朱書きし、簡易書留等、確実な方法で送付または持参してください（12. 問い合わせ先の住所、宛名）。なお、普通郵便による郵送で事故等が発生した場合の責任は負いかねます。
- ・応募書類は返却しませんので了承ください。

6. 勤務条件等

(1) 雇用期間

① ものづくり推進室

令和3年4月1日～令和3年9月30日（更新により令和4年1月31日まで延長する場合あり）

② ものづくり開発支援室

令和3年4月1日～令和3年9月30日（更新により令和4年3月31日まで延長する場合あり）

(2) 就業場所

① ものづくり推進室 茨城県水戸市桜川2-2-31 ミトコンチェルトビル

② ものづくり開発支援室 茨城県水戸市桜川2-2-31 ミトコンチェルトビル

（①・②とも）または、茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館

(3) 業務内容（①ものづくり推進室、②ものづくり開発支援室共通）

ものづくり補助金に係る一切の業務

(4) 勤務日数（①ものづくり推進室、②ものづくり開発支援室共通）

週5日勤務

(5) 賃金等（①ものづくり推進室、②ものづくり開発支援室共通）

基本給月額、146,100円～179,600円（学歴、職歴を勘案し決定）。

地域手当、期末手当、通勤手当を支給します。

(6) 勤務時間（①ものづくり推進室、②ものづくり開発支援室共通）

8:30～17:15（休憩時間 12:00～13:00）

(7) 休日等（①ものづくり推進室、②ものづくり開発支援室共通）

完全週休2日制（土・日曜日）、国民の祝日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）、夏季休暇（7月～9月の間で3日）。但し、休日出勤となる場合もあります。

(8) 年次有給休暇（①ものづくり推進室、②ものづくり開発支援室共通）

勤務期間により、年次有給休暇を付与します。

(9) 加入保険等（①ものづくり推進室、②ものづくり開発支援室共通）

雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険、厚生年金保険

7. 採用試験内容及びスケジュール

① 試験日 令和3年3月18日（木）（時間は試験通知の際に案内します。）

② 試験場所 水戸市内（試験通知の際に案内します。）

③ 試験内容 個別面接

8. 試験結果の通知

試験（面接試験）後、速やかに合否の結果を通知します。

9. 合格の取り消し

次の事項のいずれかに該当した場合、合格は取り消すものとします。

- ① 採用に必要な関係種類を期限までに提出しなかった場合
- ② 合格後、応募書類に不実記載が判明した者、また認められる場合
- ③ 病気また事故等により正常な業務に堪えられない場合
- ④ 犯罪行為、またはそれに類する非行を犯した場合
- ⑤ その他、本会職員として適格性に欠ける事実が判明した者、また認められる場合

10. 受験に係る費用

交通費等の受験に係る経費は本人（受験者）負担とします。

11. 個人情報に関する取扱いについて

提出いただいた書類は、採用選考及び採用後の労務管理以外の目的には使用しません。

12. 問い合わせ先（書類送付先）

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35（茨城県産業会館8階）

茨城県中小企業団体中央会 経営支援課（小林、藤咲）

TEL 029-224-8030 FAX 029-224-6446

URL <https://www.ibarakiken.or.jp>

E-Mail koba@chuoukai-ibarakai.jp（メール送信の場合は、件名に「職員採用試験の件」と記載）